

平成23年度  
芸術文化振興基金助成金  
募集案内 -その1-

# 舞台芸術等の創造普及活動

芸術の創造普及のための  
舞台芸術公演や美術の展示活動を支援します



《助成金交付要望書の提出期間》

平成22年11月 8日(月) ~ 平成22年11月19日(金)

平成22年9月

独立行政法人 日本芸術文化振興会



# 1. 募集概要

「募集案内(その1)(舞台芸術等の創造普及活動)」については、次の活動が助成の対象となります。

## 1 実施期間

助成の対象となる活動の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとします。

## 2 活動区分

分野	ジャンル	頁	
現代舞台芸術 創造普及活動	音楽	オーケストラ, オペラ, 室内楽, 合唱等	4
	舞踊	バレエ, 現代舞踊, 民族舞踊等	
	演劇	現代演劇, 児童演劇, 人形劇, ミュージカル等	
伝統芸能の公開活動	古典演劇, 邦楽, 邦舞, 落語, 講談, 浪曲, 漫才, 奇術, 太神楽等	6	
美術の創造普及活動		8	
多分野共同等芸術創造活動	特定の芸術分野にしばられない活動, 芸術家等が行う独創性に富んだ活動	10	

## 3 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内の定額とします。なお、助成金の額は予算の範囲内で算定されますので、**要望額すべてを満たすとは限りません。**

このほか、以下の募集案内では、次の活動が助成の対象となります。助成金の交付を希望する場合は、該当する募集案内をご覧のうえ、助成金交付要望書を作成し、所定の期間内に提出してください。

### ○芸術文化振興基金助成金 募集案内(その2)(国内映画祭等の活動)

- ・国内映画祭
- ・日本映画上映活動

### ○芸術文化振興基金助成金 募集案内(その3)(地域の文化振興等の活動)

- ・地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演活動)
- ・地域文化施設公演・展示活動(美術館展示活動)
- ・アマチュア等の文化団体活動
- ・歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動
- ・民俗文化財の保存活用活動
- ・伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動

## 2. 応募方法

### 1 提出期間

平成22年11月8日(月)から平成22年11月19日(金)まで(消印有効)とします。

### 2 提出方法

〈簡易書留〉による郵送のみとします。

### 3 要望書の記入についての相談期間

平成22年10月25日(月)から平成22年11月5日(金)まで(土・日・祝日を除く)、要望書の記入についての相談期間とします。期間中は電話・FAX・来訪(必ず事前に電話にてご連絡をお願いします。)にてご相談ください。

### 4 応募できる活動数

応募できる活動数については、同一分野につき1団体3件までとします。

### 5 応募できる活動の規模

応募できる活動の規模は、交付を受けようとする助成金の要望額が20万円以上の活動とします。

### 6 要望書の提出に当たっての留意事項

(1) 交付を受けようとする活動の主催者が応募することになります。

同一の活動が複数の主催者により実施される場合には、当該活動の企画・制作及び経理事務を担当するなど当該活動を統括し、責任をもって実施する主催者が要望書を作成し、提出してください。

また、チラシ、プログラム等の印刷物に当該活動の主催者であることの明記が必要です。

(2) 同一の活動について、1件のみ要望書を提出することができます。

(3) 要望書は、助成金の交付を受けようとする活動ごとに作成し、提出してください。

なお、次に掲げるような活動形態の場合には、一つの活動として取り扱います。

① 特定の出演者等が、特定の演目について、原則として同一の場所で数回にわたって公演する場合

② 特定の出演者等が、特定の演目について、各地を巡回して公演する場合

③ オーケストラ・室内楽団・合唱団等が定期的に行う演奏会、演芸等の定席公演等

(4) 慈善事業への寄付を目的として行われる公演・展示等の活動は、原則として、助成の対象にはなりません。

(5) 企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動についても助成の対象となりますが、その場合必ず活動の収入欄に計上してください。

ただし、文化庁の補助金や委託費等が支出される活動及び特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」は、助成の対象にはなりません。(文化庁の補助金や委託費等による支援に併願する場合は、その時点で必ず申し出てください。)

また、あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演(買い公演、招聘公演等)は対象にはなりません。

(6) 要望書は審査資料となりますので、提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成願います。

なお、助成金交付内定後に助成対象活動の内容・収支予算に重要な変更が生じていると認められる場合は、助成金を減額し又は交付しないことがあります。

(7) 児童合唱団, 子どもミュージカルなどアマチュア等の文化団体が主催する活動については, 別に募集する「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください。

また, 教育研究活動は対象になりません。

(8) 助成金交付内定を受けた活動については, 当該活動の実施に際して作成するポスター, チラシ, プログラム等に「芸術文化振興基金助成事業」である旨の記載及び「芸術文化振興基金シンボルマーク」の表示をお願いすることになります。(助成を受けた活動を再演する際には, 「平成23年度芸術文化振興基金助成事業」である旨の記載及び「芸術文化振興基金シンボルマーク」の表示をお願いします。)

<表示例>

芸術文化振興基金助成事業



芸術文化振興基金

(9) 助成対象者(内定後, 助成交付決定通知を受けた者)は, 助成金交付に関する一連の通知, 関係する帳簿, 関係書類及び領収書等の証拠書類等を, 助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければなりません。

また, 助成対象活動について, 当振興会の職員等が公演及び展示活動等の調査を行うことや, 貴団体の事務所に赴いて助成対象活動の収入・支出に関する帳簿及び関係書類等の調査を行うことがあります。

(10) 審査結果については, 平成23年3月末に採択・不採択にかかわらず, 要望書を提出された団体に対し郵送にてお知らせします。

## 7 提出及び問い合わせ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人 日本芸術文化振興会 基金部 ○○○○○○課

### 芸術活動助成課

活動区分	電話番号(直通)
現代舞台芸術創造普及活動 音楽	03-3265-6192, 6178
現代舞台芸術創造普及活動 舞踊	03-3265-6305
現代舞台芸術創造普及活動 演劇	03-3265-6365, 6213, 6394
伝統芸能の公開活動	03-3265-6394, 6213, 6365
多分野共同等芸術創造活動	03-3265-6178

### 地域文化助成課

活動区分	電話番号(直通)
美術の創造普及活動	03-3265-6407

【FAX】03-3265-7474

【問い合わせ日時】午前10時~午後6時(土・日・祝日を除きます。)